

岩手県医療局管理規程第12号

医療局長が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局長が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程

医療局長が保有する行政文書の開示に関する規程（平成11年岩手県医療局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第6条関係）				別表第1（第6条関係）			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	[略]			1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	[略]		
	カラー	1枚につき	<u>60円</u> (両面に複写した場合には、 <u>120円</u>)		カラー	1枚につき	<u>40円</u> (両面に複写した場合には、 <u>80円</u>)
[略]				[略]			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	単位	金額
[略]				[略]			
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	[略]		紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	[略]	
		カラー	1枚につき			<u>60円</u> (両面に複写した場合には、 <u>120円</u>)	カラー
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。